

○長崎市空家等対策の推進に関する規則

平成27年9月30日

規則第99号

長崎市空き家等の適正管理に関する条例施行規則の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び長崎市空家等対策の推進に関する条例（平成25年長崎市条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法及び条例で使用する用語の例による。

(立入調査等)

第3条 法第9条第2項の規定による報告の求めは、空家等に係る事項に関する報告徴収書（第1号様式）により行うものとする。

2 法第9条第2項の規定による報告は、空家等に係る事項に関する報告書（第2号様式）により行うものとする。

3 法第9条第3項の規定による通知は、立入調査通知書（第3号様式）により行うものとする。

4 法第9条第4項の証明書は、立入調査員証（第4号様式）とする。

(令5規則83・一部改正)

(管理不全空家等に対する指導)

第4条 法第13条第1項の指導は、管理不全空家等に係る指導書（第5号様式）により行うものとする。

(令5規則83・追加)

(管理不全空家等に対する勧告)

第5条 法第13条第2項の規定による勧告は、管理不全空家等に係る勧告書（第6号様式）により行うものとする。

(令5規則83・追加)

(特定空家等に対する指導)

第6条 法第22条第1項の指導は、特定空家等に係る指導書（第7号様式）により行うものとする。

(令5規則83・旧第4条繰下・一部改正)

(特定空家等に対する勧告)

第7条 法第22条第2項の規定による勧告は、特定空家等に係る勧告書（第8号様式）により行うものとする。

(令5規則83・旧第5条線下・一部改正)

(命令)

第8条 法第22条第3項の規定による命令は、命令書（第9号様式）により行うものとする。

- 2 法第22条第4項の通知書は、命令に係る事前の通知書（第10号様式）とする。
- 3 法第22条第4項の意見書は、意見書（第11号様式）とする。
- 4 法第22条第5項の規定による意見の聴取の請求は、意見聴取請求書（第12号様式）により行うものとする。
- 5 法第22条第7項の規定による通知は、意見聴取通知書（第13号様式）により行うものとする。
- 6 法第22条第13項の標識は標識（第14号様式）とし、空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則（平成27年総務省令・国土交通省令第1号）に規定するその他の適切な方法は、長崎市公告式規則（平成2年長崎市規則第5号）第2条に定める公示の方法とする。

(令5規則83・旧第6条線下・一部改正)

(代執行)

第9条 法第22条第9項の規定に基づく行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定による戒告は、戒告書（第15号様式）により行うものとする。

- 2 法第22条第9項の規定に基づく行政代執行法第3条第2項の代執行令書は代執行令書（第16号様式）により行うものとし、同法第4条の証票は執行責任者証（第17号様式）とする。

(令5規則83・旧第7条線下・一部改正)

(緊急安全代行措置の手続)

第10条 条例第7条第2項の規定により所有者等の同意を得る事項は、次に掲げる事項とし、書面によりその同意を得るものとする。

- (1) 緊急安全代行措置の実施概要
- (2) 緊急安全代行措置の概算費用
- (3) 所有者等の費用負担

(4) その他市長が必要と認める事項

(令5規則83・旧第8条線下)

(支援法人の指定等)

第11条 法第23条第1項の申請は、空家等管理活用支援法人指定申請書（第18号様式）により行うものとする。

2 市長は、前項の申請により支援法人の指定を受けようとする者（以下この項において「申請者」という。）を支援法人として指定する場合にあっては空家等管理活用支援法人指定通知書（第19号様式）により、申請者を支援法人として指定しない場合にあっては空家等管理活用支援法人不指定通知書（第20号様式）により、それぞれ当該申請者に通知するものとする。

3 法第23条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書（第21号様式）により行うものとする。

(支援法人の監督等)

第12条 法第25条第1項の報告は、業務報告書（第22号様式）により行うものとする。

2 法第25条第2項の規定による命令は、改善命令書（第23号様式）により行うものとする。

(指定の取消し)

第13条 法第25条第3項の規定による指定の取消しは、指定取消書（第24号様式）により行うものとする。

(所有者等関連情報の請求等)

第14条 法第26条第2項の規定による所有者等関連情報の提供の請求は、空家等の所有者等関連情報提供請求書（第25号様式）により行うものとする。

2 市長は、前項の規定により支援法人に所有者等関連情報を提供できる場合にあっては空家等の所有者等関連情報提供書（第26号様式）により、所有者等関連情報を提供できない場合にあっては空家等の所有者等関連情報を提供できないことの通知書（第27号様式）により、それぞれ当該支援法人に通知するものとする。

3 法第26条第3項の規定により同項に規定する本人への同意は、空家等の所有者等関連情報の提供同意依頼書（第28号様式）及び空家等の所有者等関連情報の提供についての確認書（第29号様式）により行うものとする。（委任）

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(令5規則83・旧第9条繰下)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第47号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の次に掲げる規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(1)から(31)まで 略

(32) 長崎市空家等対策の推進に関する規則

附 則（令和3年3月31日規則第37号）
（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和5年12月13日規則第83号）
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の長崎市空家等対策の推進に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和7年6月10日規則第58号）

この規則は、公布の日から施行する。

第 1 号様式（第 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

長崎市長 印

空家等に係る事項に関する報告徴収書

あなたが所有し、又は管理する次の空家等に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法第 22 条第 1 項から第 3 項までの規定の施行のため、次のとおり同法第 9 条第 2 項の規定に基づき当該空家等に関する事項について報告を求めます。

1 対象となる空家等

- (1) 所在地
- (2) 用途
- (3) 所有者等の住所
- (4) 所有者等の氏名

2 報告を求める内容

3 報告の提出先

4 報告徴収の責任者

5 報告の期限

第2号様式（第3条関係）

年 月 日

（あて先）長崎市長

住所
氏名
（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

空家等に係る事項に関する報告書

空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項に基づき、年 月
日 第 号により報告を求められた空家等に係る事項について、次の
とおり報告します。

1 対象となる空家等

- (1) 所 在 地
- (2) 用 途
- (3) 所有者等の住所
- (4) 所有者等の氏名

2 報告事項

3 添付書類

第3号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

長崎市長



立入調査通知書

あなたが所有し、又は管理する次の建築物は、空家等と認められるため、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項に定める立入調査を行うため、同条第3項の規定に基づき通知します。

1 立入調査を行う建築物

- (1) 所在地
- (2) 用途
- (3) 所有者等の住所
- (4) 所有者等の氏名

2 立入調査日時

3 立入調査の責任者

第4号様式（第3条関係）

（表面）

立入調査員証		第 号
所 属 職 名 氏 名 生年月日	印 (写真)	
空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。		
年 月 日発行（ 年 月 日まで有効）		
長崎市長		印

（裏面）

注意 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
--

第 5 号様式（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

様

長崎市長 印

管理不全空家等に係る指導書

あなたが所有し、又は管理する次の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第 13 条第 1 項に定める「管理不全空家等」に該当します。

については、当該管理不全空家等が同法第 2 条第 2 項に定める「特定空家等」になることを防止するために必要な措置をとるよう、同法第 13 条第 1 項の規定に基づき指導します。

1 対象となる管理不全空家等

- (1) 所 在 地
- (2) 用 途
- (3) 所有者等の住所
- (4) 所有者等の氏名

2 指導内容

3 指導に至った事由

4 指導の責任者

第6号様式（第5条関係）

様

第 号
年 月 日

長崎市長 印

管理不全空家等に係る勧告書

あなたが所有し、又は管理する次の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第13条第1項に定める「管理不全空家等」に該当すると認められたため、あなたに対して対策を講ずるよう指導してきたところですが、現在に至っても改善がなされていません。

つきましては、次のとおり速やかに当該管理不全空家等が同法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう、同法第13条第2項の規定に基づき勧告します。

1 対象となる管理不全空家等

- (1) 所在地
- (2) 用途
- (3) 所有者等の住所
- (4) 所有者等の氏名

2 勧告に係る措置の内容

3 勧告に至った事由

4 勧告の責任者

第7号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

長崎市長



特定空家等に係る指導書

あなたが所有し、又は管理する次の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当します。

つきましては、次のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第22条第1項の規定に基づき指導します。

1 対象となる特定空家等

- (1) 所在地
- (2) 用途
- (3) 所有者等の住所
- (4) 所有者等の氏名

2 指導内容

3 指導に至った事由

4 指導の責任者

第8号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

長崎市長



特定空家等に係る勧告書

あなたが所有し、又は管理する次の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、あなたに対して対策を講ずるよう指導をしてきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

つきましては、次のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、同法第22条第2項の規定に基づき勧告します。

1 対象となる特定空家等

- (1) 所在地
- (2) 用途
- (3) 所有者等の住所
- (4) 所有者等の氏名

2 勧告に係る措置の内容

3 勧告に至った事由

4 勧告の責任者

5 措置の期限

第9号様式（第8条関係）

長崎市指令 第 号
年 月 日

様

長崎市長



命 令 書

あなたが所有し、又は管理する次の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、

年 月 日付け 第 号により、法第22条第3項の規定に基づく命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされておらず、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

つきましては、次のとおり措置をとることを命令します。

- 1 対象となる特定空家等
 - (1) 所 在 地
 - (2) 用 途
 - (3) 所有者等の住所
 - (4) 所有者等の氏名

- 2 措置の内容

- 3 命令に至った事由

- 4 命令の責任者

- 5 措置の期限

第10号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

長崎市長



命令に係る事前の通知書

あなたが所有し、又は管理する次の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、 年 月 日付け第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第22条第3項の規定に基づき、次のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、法第22条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、長崎市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

1 対象となる特定空家等

- (1) 所在地
- (2) 用途
- (3) 所有者等の住所
- (4) 所有者等の氏名

2 命じようとする措置の内容

3 命ずるに至った事由

4 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先

5 意見書の提出期限

第 1 1 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

（あて先）長崎市長

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

意 見 書

年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知書について、空家等対策の推進に関する特別措置法第 2 2 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり意見を述べます。

特定空家等の所在地	
意 見	
証拠書類等の提出の有無	

第 1 2 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

（あて先）長崎市長

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

意見聴取請求書

年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知書について、空家等対策の推進に関する特別措置法第 2 2 条第 5 項の規定に基づき、次のとおり意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求します。

特定空家等の所在地	
所有者等の住所	
所有者等の氏名	
意見の聴取に出席しようとする者の氏名、住所及び連絡先	

第 1 3 号様式（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

長崎市長 

意見聴取通知書

年 月 日付けで意見聴取請求書の提出がありましたので、空家等対策の推進に関する特別措置法第 2 2 条第 6 項の規定に基づき、次のとおり公開による意見の聴取を行うため出頭を求めますので、同法第 2 2 条第 7 項の規定に基づきその旨を通知します。なお、同項の規定に基づき公告していることを申し添えます。

また、同法第 2 2 条第 8 項の規定に基づき、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができます。

特定空家等の所在地	
所有者等の住所	
所有者等の氏名	
命じようとする措置の内容	
聴取の期日及び場所	

標 識

次の特定空家等の所有者等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第3項の規定に基づき措置をとることを、 年 月 日付け
第 号の命令書により、命ぜられています。

1 対象となる特定空家等

2 措置の内容

3 命ずるに至った事由

4 命令の責任者

5 措置の期限

第15号様式（第9条関係）

長崎市指令 第 号
年 月 日

様

長崎市長



戒 告 書

あなたに対し 年 月 日付け 第 号によりあなたが所有し、又は管理する次の特定空家等について次の措置を行うよう命じました。この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第9項の規定に基づき、次の特定空家等について次の措置を執行いたしますので、行政代執行法第3条第1項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づきあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

1 特定空家等

- (1) 所 在 地
- (2) 用 途
- (3) 構 造
- (4) 規 模
- (5) 所有者等の住所
- (6) 所有者等の氏名

2 措置の内容

第16号様式（第9条関係）

長崎市指令 第 号
年 月 日

様

長崎市長



代 執 行 令 書

年 月 日付け 第 号によりあなたが所有し、又は管理する次の特定空家等について、次の措置を 年 月 日までに行うよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第9項の規定に基づき、次のとおり代執行を行いますので、行政代執行法第3条第2項の規定により通知します。

また、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づきあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

- 1 年 月 日付け 第 号により戒告した措置の内容
- 2 代執行の対象となる特定空家等
- 3 代執行の時期
- 4 執行責任者
- 5 代執行に要する費用の概算見積額

第17号様式（第9条関係）

（表面）

執行責任者証			第 号
所属	職名	氏名	
行政代執行の執行責任者であることを証する。			
年	月	日	
長崎市長			印
1 代執行をなすべき事項			
2 代執行をなすべき時期			

（裏面）

注意
この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

第18号様式（第11条関係）

空家等管理活用支援法人指定申請書

年 月 日

（あて先）長崎市長

名称又は商号
代表者の氏名

法第23条第1項の規定による空家等管理活用支援法人の指定を受けたいので、次のとおり誓約の上、添付書類を添えて申請します。

1 誓約事項

(1) 申請者及びその役員が次のいずれかに該当する者でないこと。

☐ 長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団
☐ 長崎市暴力団排除条例第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）
☐ 暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者
☐ 未成年者
☐ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
☐ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
☐ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者

(2) 本指定における業務において、連携事業者を活用すること。

- ☐ 同意する
☐ 同意しない

2 空家等管理活用支援法人として行おうとする業務

☐ 所有者等に対し、当該空家等の管理又は活用の方法に関する情報の提供又は相談その他の当該空家等の適切な管理又はその活用を図るために必要な援助
☐ 委託に基づく、定期的な空家等の状態の確認、空家等の活用のために行う改修その他の空家等の管理又は活用のため必要な事業又は事務
☐ 委託に基づく、空家等の所有者等の探索
☐ 空家等の管理又は活用に関する調査研究
☐ 空家等の管理又は活用に関する普及啓発
☐ その他空家等の管理又は活用を図るために必要な事業又は事務

3 添付書類

☐	定款の写し
☐	登記事項証明書
☐	役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
☐	法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
☐	当該事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類
☐	法第 24 条各号に掲げる業務に関する計画書（業務の方法、人員の配置、個人情報保護その他業務を適正に遂行するために講じる措置を記載したもの）
☐	市税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないことを証明する書類
☐	その他業務に関し参考となる書類（ ）

第 号
年 月 日

様

長崎市長

空家等管理活用支援法人指定通知書

年 月 日付けの申請については、審査の結果適正であるので、次のとおり法第23条第1項の規定による空家等管理活用支援法人として指定します。

- 1 法人の名称又は商号
- 2 法人の住所
- 3 事務所又は営業所の所在地
- 4 業務内容
- 5 指定の期間
- 6 指定に当たっての条件

第 号
年 月 日

様

長崎市長

空家等管理活用支援法人不指定通知書

年 月 日付けの申請については、審査の結果、次のとおり空家等管理活用支援法人として指定しないこととしたので通知します。

- 1 名称又は商号
- 2 法人の住所
- 3 事務所又は営業所の所在地
- 4 業務内容
- 5 指定しない理由

第 2 1 号様式（第 1 1 条関係）

名称等変更届出書

年 月 日

（あて先）長崎市長

名称又は商号

代表者の氏名

法第 2 3 条第 3 項の規定により届け出ます。

変更予定年月日	年 月 日	
変 更 す る 事 項	☐ 法人の名称又は商号 ☐ 法人の住所 ☐ 法人の事務所又は営業所の所在地	
変 更 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 の 理 由		

第 2 2 号様式（第 1 2 条関係）

業務報告書

年 月 日

（あて先）長崎市長

名称又は商号

代表者の氏名

法第 2 5 条第 1 項の規定により業務の実施状況を報告します。

実 施 年 度	年度
実 施 状 況	

第 号
年 月 日

様

長崎市長

改善命令書

貴法人が空家等管理活用支援法人として実施している業務について、 年
月 日付け 第 号により、その運営を改善するように指導しましたが、
現在に至っても改善措置がなされていません。

つきましては、法第25条第2項の規定により、次のとおり改善措置をとることを
命じます。

1 対象となる業務

2 命令の内容

3 命令の理由

4 改善措置の期限 年 月 日

5 その他

- (1) 改善措置を実施した場合は、遅滞なく報告すること。
- (2) 上記期限までに改善措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第25条第3項の規定により空家等管理活用支援法人の指定を取り消すことがある。

第 2 4 号様式（第 1 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

長崎市長

指定取消書

法第 2 5 条第 3 項の規定により、空家等管理活用支援法人の指定を取り消します。

指定取消年月日	年 月 日
指定取消の理由	

第25号様式（第14条関係）

空家等の所有者等関連情報提供請求書

年 月 日

（あて先）長崎市長

名称又は商号
代表者の氏名

法第26条第2項の規定に基づき、次の対象空家等の所有者等関連情報の提供を求めます。

- 1 対象空家等の所在及び地番又は家屋番号
所在
地番又は家屋番号
- 2 業務の種類及び内容
業務の種類 法第24条第 号に基づく業務
業務の内容
- 3 空家等の所有者等関連情報の提供を求める理由
- 4 その他空家等の所有者等関連情報の提供について必要な事項
(1) 個人情報の安全管理のための措置の概要

☐ 基本方針の策定	個人データの適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、「関係法令・ガイドライン等の順守」、「安全管理措置に関する事項」、「質問及び苦情処理の窓口」について定めた基本方針（以下「基本方針」という。）を策定している。
☐ 個人データの取扱いに係る規律の整備	個人データの取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者及びその任務等について定める取扱規程（以下「取扱規程」という。）を策定している。
☐ 組織的安全管理措置	個人データの取扱いに関する責任者の設置及び責任の明確化、個人データを取り扱う従業者及びその取り扱う個人データの範囲の明確化など、組織体制の整備を行っている。また、法令、基本方針又は取扱規程に違反している事実又は兆候を把握した場合や個人データの漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備している。
☐ 人的安全管理措置	年1回、役職員に対し個人データの取扱いに関する研修を実施している。

☐ 物理的安全管理措置	盗難防止のための措置として、個人データを取り扱う機器や個人データが記載された書類を施錠できる書庫に保管している。個人データが記録された電子媒体又は書類等を持ち運ぶ場合、電子媒体にあつてはパスワードによる保護を行った上で、施錠できる搬送容器を利用している。情報システムにおいて、個人データを削除する場合、容易に復元できない手段を採用している。個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアを使用している。個人データが記録された書類等を廃棄する際には、シュレッダー処理を行っている。
☐ 技術的安全管理措置	個人データを取り扱う情報システムを使用する従業者が正当なアクセス権を有する者であることをユーザーID及びパスワードによって識別・認証している。個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するため、セキュリティ対策ソフトウェアを導入するとともに、自動更新機能を活用し、ソフトウェア等を最新状態とする。情報システムの使用に伴う漏えい等を防止するため、情報システムの設計時に安全性を確保し、継続的に見直す。また、移送する個人データについて、パスワード等による保護を行う。

(2) 誓約事項

☐ 取得した空家等の所有者等関連情報を本業務の実施以外の目的で利用しないこと。
☐ 取得した空家等の所有者等関連情報について、所有者等本人の同意を得た場合を除き、第三者に提供しないこと。
☐ 本業務を実施しないことになった場合には、取得した空家等の所有者等関連情報を適切に廃棄すること。

第 2 6 号様式（第 1 4 条関連）

第 号
年 月 日

様

長崎市長

空家等の所有者等関連情報提供書

年 月 日付けで求めのあった空家等の所有者等関連情報について、法第 2 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり提供します。

対象空家等の 所在及び地番 又は家屋番号	所 在	
	地 番 又 は 家 屋 番 号	
空家等所有者 等関連情報	氏名又は名称	
	住 所	
	連 絡 先	

第 号
年 月 日

様

長崎市長

空家等の所有者等関連情報を提供できないことの通知書

年 月 日付けで求めがあった空家等に係る所有者等関連情報について、次の理由により提供することができないため、通知します。

1 対象空家等の所在及び地番又は家屋番号

所 在

地番又は家屋番号

2 空家等の所有者等関連情報を提供することができない理由

第 年 月 日 号

様

長崎市長

空家等の所有者等関連情報の提供同意依頼書

法第26条第2項の規定に基づき、空家等管理活用支援法人から、その業務の実施のため、次のとおり空家等の所有者等関連情報の提供の求めがありました。

つきましては、固定資産課税台帳及び住民基本台帳又は戸籍等に記録されている空家等の所有者等関連情報を、当該空家等管理活用支援法人に提供することについて同意いただけるかどうか、 年 月 日までに、同封の確認書にて、御回答をお願いいたします。

- 1 提供の対象となる空家等の所有者等関連情報
氏 名
住 所
連絡先
- 2 空家等管理活用支援法人
名 称
住 所
- 3 対象空家等の所在及び地番又は家屋番号
所 在
地番又は家屋番号
- 4 業務の種類及び内容
業務の種類 法第24条第 号に基づく業務
業務の内容

--

様式第 29 号（第 14 条関係）

空家等の所有者等関連情報の提供についての確認書

年 月 日

（あて先）長崎市長

所有者等氏名

年 月 日付けで依頼があった空家等の所有者等関連情報を提供することについては次のとおりです。

☐ 同意する

☐ 一部のみ同意する

下記の所有者等関連情報のうち、提供することに同意しないもの
（ ）

☐ 同意しない

記

1 提供される空家等の所有者等関連情報

氏 名

住 所

連絡先

2 情報提供を受ける者

名 称

住 所

以上